

第III章 感染疑い者発生時の対応

- ① 疑わしい症状を認めた時点で看護師・相談員へ連絡する。
※疑わしい症状とは、37.5度以上の発熱もしくは
呼吸器症状(呼吸苦、喘鳴、SPO2の低下)が見られた場合とする。
 - ・可能な限り入所を停止する。当日退所の利用者様は抗原検査を行い陰性を確認し、
ご家族に連絡し早めに送れるようなら帰宅していただく。
 - ・当日の入浴業務停止し、利用者様に理由を説明し居室にて過ごしていただく。
- ② 当該利用者を個室対応とし簡易検査キットでの検査の実施。
 - ・検査結果が『陰性』であれば平常時の対応に戻し業務を継続する。
 - ・検査結果が『陽性』であれば次項③へ。

※医療機関によっては簡易検査キットの結果で判定を行う場合もあるので
検査に使用したキットは捨てずに保管しておくこと。
- ③ 主治医への連絡を行う。(看護師or相談員が行う)
主治医の指示により受診または検査センターでの検査を行う。
当該利用者の受診対応等に当たる職員は防護衣、キャップ、ディスポ手袋、
フェイスシールド、マスク(N95)等で感染予防を行う。
- ④ 何らかの事情により主治医の対応が難しい場合は産業医の源田医師に相談し
源田医師の指示のもとに対応を進める。
- ⑤ 医療機関等での検査結果が確定するまでは当該利用者は引き続き個室対応とし
他利用者との隔離を行う。
(但し利用者の尊厳を重視し、きちんと説明を行うこと。)
- ⑥ 検査結果が『陰性』であれば平常時の対応に戻し業務を継続する。
検査結果が『陽性』であれば次項の感染者が発生した場合の対応を行う。

第IV章 感染拡大防止対応

- ① 感染者が発生した時点で可能な限り当日の入所を停止し、翌日以降の入所は保健所の指示に従う。
※相談員より、ケアマネ、家族に連絡を行い、ご家族が早めに帰宅を望まれる場合は抗原検査実施し陰性確認後に調整つき次第送っていく。
- ② 当日出勤職員は防護衣、キャップ、ディスポ手袋、フェイスシールドマスクを着用して業務を行うこと。 ※日ごろから数人分用意しておく

【看護師】

- ・簡易検査キットにて入所中の利用者全員の抗原検査を行う。
- ・職員(休みの職員も含む)も同様に全員の抗原検査を行う。
※緊急連絡網を使用し当日休みの職員にも連絡、招集。
- ・陽性判定の利用者の情報をまとめておく。
名前、生年月日、住所・連絡先、入所日、症状、検査状況、既往歴ワクチンの接種履歴、入所中の居室、ADL・ケアの状況、処方薬
- ・発症者の治療について主治医と相談

【相談員】

- ・入所中の利用者家族への連絡。
入所期間の延長等についての謝罪等。
- ・各居宅への連絡、利用の調整。
- ・感染者と利用が重なっていた入所者の確認。

【施設長・係長・主任・リーダー】

- ・事務所、各部署に感染者発生の報告を行い、連絡通路の使用を制限する。
- ・感染が確認された利用者を個室(人数によっては多床室)隔離への指示。
- ・ゾーニングの指示と実施。(廊下のソファーも撤去する) ※別紙参照
- ・栄養士、厨房に感染者発生の連絡をし食事提供を使い捨て容器に変更してもらう。
- ・防護服一式、N90マスク、消毒用アルコール(スプレー)、感染廃棄物用のごみ箱、ごみ袋、病院用ハイター(次亜塩素系漂白剤)などの必要物品の用意と設置の指示。
※物品は在庫管理の関係から事務所へ依頼する。
- ・保健所への連絡

ショートステイたまゆらでコロナウイルスの陽性者が発生したこと。

発生届は〇〇医院(陽性者の主治医)から出ること。

看護師がまとめた利用者情報。(FAX、メールも使用)…等を伝える。

- ・産業医の源田医師にコロナ感染者発生の報告を行う。
- ・飯田市役所 長寿支援課にコロナウイルス感染者発生の報告を行う。
- ・外部業者へコロナ発生の連絡を行い、納品の調整を行う。
- ・必要に応じた勤務表の変更。

【介護士】

- ・食堂ホールを閉鎖し、利用者を居室へ誘導。
※コロナ発生に伴う個室対応であることの説明をきちんと行うこと。
- ・ゾーニングの実施。※ゾーニングマップ参照
- ・防護服、ごみ箱、消毒用アルコール等の設置。
- ・施設内の消毒。
- ・利用者同士の交流がないように見守りを行う。
- ・基本、感染症発生時は入浴やレクは中止し必要最小限のケアを実施する。
- ・作業分担は当日のリーダーが行う。
- ・職員が不足する事態が考えられるので、応援要請をお願いする場合がある。

第V章 感染防止全体対応

【看護師】

- ・当日出勤職員、入所利用者の簡易検査を毎日行う。
 - ・感染している利用者についてはSPO2を測定し、症状にも注目する。
 - ・感染していない利用者についても身体状況に注目していく。
- ※簡易検査で新たに陽性が確認された場合は当該利用者の主治医に連絡し対応を確認するとともに当該利用者の情報をまとめておく。

【施設長】

- ・感染者の療養報告を保健所、産業医の源田医師に行う。
報告内容は感染者のバイタルサイン(SPO2)、体調、症状の有無等と
当日の簡易検査の結果。
感染者のバイタルサイン等に関しては必要に応じてFAXで報告する。
- ※当日の簡易検査で新たな陽性者が確認された場合はその旨も報告する。

【相談員・施設長】

- ・入所中の利用者の様子を家族、CMに連絡する。
- ・主治医への経過報告。(主治医が経過報告を必要とする場合)

- ◎新たに感染者が発生し何らかの事情で主治医の対応が難しい場合は産業医の
源田医師に連絡し指示を仰ぐ。
- ◎コロナ療養中の利用者が救急搬送が必要と思われる場合は、主治医、保健所に
連絡して指示を仰ぐ。
- ◎コロナウイルス感染の有無にかかわらず利用者に救急搬送が必要な場合は、
要請時に当施設内にコロナウイルス感染者がいる旨を伝える。
- ◎感染者の療養期間の終了、施設内の感染終息については保健所の指示による。

【看護師】

- ・当日出勤職員、入所利用者の簡易検査を毎日行う。
 - ・感染している利用者についてはSPO2を測定し、症状にも注目する。
 - ・感染していない利用者についても身体状況に注目していく。
- ※簡易検査で新たに陽性が確認された場合は当該利用者の主治医に連絡し対応を確認するとともに当該利用者の情報をまとめておく。

【施設長】

- ・感染者の療養報告を保健所、産業医の源田医師に行う。
報告内容は感染者のバイタルサイン(SPO2)、体調、症状の有無等と
当日の簡易検査の結果。
感染者のバイタルサイン等に関しては必要に応じてFAXで報告する。
※当日の簡易検査で新たな陽性者が確認された場合はその旨も報告する。

【相談員・施設長】

- ・入所中の利用者の様子を家族、CMに連絡する。
- ・主治医への経過報告。(主治医が経過報告を必要とする場合)

- ◎新たに感染者が発生し何らかの事情で主治医の対応が難しい場合は産業医の
源田医師に連絡し指示を仰ぐ。
- ◎コロナ療養中の利用者が救急搬送が必要と思われる場合は、主治医、保健所に
連絡して指示を仰ぐ。
- ◎コロナウイルス感染の有無にかかわらず利用者に救急搬送が必要な場合は、
要請時に当施設内にコロナウイルス感染者がいる旨を伝える。
- ◎感染者の療養期間の終了、施設内の感染終息については保健所の指示による。